

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	株式会社三和サービス 令和3年度分（必要に応じて令和4年度分）事務事業
種類	財政援助団体等監査
監査日	令和 4 年 10 月 17 日
提出日	令和 5 年 4 月 25 日
担当	株式会社三和サービス(リフレ芥見) (TEL 241-8831)

指摘事項	措置状況
<p>(団体関係)</p> <p>1 適正な財務事務の執行について 岐阜市リフレ芥見財務会計に関する規程第11条では、予算の流用について、「館長は、事業計画で策定した支出科目の金額に過不足を生じたときは、予算流用にする事項を記載した稟議書により社長の承認を得て、各支出科目相互間の金額を相互に流用することができる。」と規定されている。 しかしながら、稟議書による社長の承認を得ていなかった。 今後は、岐阜市リフレ芥見財務会計に関する規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>弊社の財務執行は全て社長決裁の稟議書により行われていましたが、流用の稟議については迅速な財務事務の執行を確保するため、「岐阜市リフレ芥見財務会計に関する規約」を改正し、決裁者を社長から館長に変更いたしました。 今後は岐阜市リフレ芥見財務会計に関する規定を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努めます。</p>
<p>2 適正な事務執行について 岐阜市リフレ芥見の管理運営に関する協定書第9条では、「指定管理者は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承認を得た場合は、この限りでない。」と規定されている。 しかしながら、プール循環設備点検他13件について、第三者に委託しているにもかかわらず、岐阜市の書面による承認を得ていなかった。 今後は、協定書を遵守し、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>令和4年度分については令和4年3月に再委託の承認願を提出し、承認を得ました。 また、令和5年3月には岐阜市との協議により、再委託承認願を令和8年度末までの残る指定期間を対象として再委託の承認願を提出し、承認を得ました。なお、再委託を承認いただいた期間内に再委託先の変更が生じる場合には事前に承認願を提出いたします。 今後は協定書を遵守し、適正な事務執行に努めます。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	株式会社三和サービス 令和3年度分（必要に応じて令和4年度分）事務事業
種 類	財政援助団体等監査
監 査 日	令和 4 年 10 月 17 日
提 出 日	令和 5 年 4 月 25 日
担 当	環境部 東部クリーンセンター（TEL 243-1151）

指摘事項	措 置 状 況
<p>(所管部関係)</p> <p>1 適正な事務執行について</p> <p>岐阜市リフレ芥見の管理運営に関する協定書第9条では、「指定管理者は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ岐阜市の書面による承認を得た場合は、この限りでない。」と規定されている。</p> <p>しかしながら、事業報告書の記載内容から、プール循環設備点検他13件の管理業務を第三者に委託していることを知ることができるにもかかわらず、指定管理者に対し、岐阜市の書面による承認を得るよう指導していなかった。</p> <p>今後は、協定書の内容を把握し、それらを遵守して適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>令和4年3月に令和4年度分の再委託承認願が提出され、令和5年3月末までの承認手続きを行いました。</p> <p>また、令和5年3月に承認手続きの見直しを行い、今後、失念により承認なく再委託されることが無いよう、令和8年度末までの残る指定期間を対象とした再委託の承認手続きを行いました。</p> <p>あわせて、指定管理者に対し、再委託先に変更が生じる際は、改めて再委託の承認願を提出するよう指導しました。</p> <p>今後は協定書の内容を把握し、これを遵守して適正な事務執行に努めます。</p>